

安中市青少年センターの活動を紹介します

安中市青少年センター運営協議会が、全体の事業や計画について審議し、補導活動の詳細については、市青少年センター補導員会で協議を行い、進めています。

補導活動

昼間は59人の補導員が、小学校の下校時刻に合わせ活動しています。1校あたり4～9人が校門に立ち、「さようなら」「気をつけて帰ってね」などと声かけや、一緒に下校をしています。

夜間は39人の補導員が、東西のコースに分かれ、公園・神社・駅・大型店・コンビニなどを見回っています。

また、夜間担当の補導員は、列車内補導活動も行います。安中駅と松井田駅から乗車し、高崎駅ま

で往復します。駅前でティッシュを配布し、青少年健全育成の啓発も行います。

なお、年間を通して青少年センターの青パトが、下校時や長期休業中に、通学路などをパトロールしています。



相談活動

悩んでいることがあったら相談してみませんか。秘密は守ります。

問 安中市青少年センター
(☎393-4777)

☐月～水・金(祝日・年末年始を除く)

☑午前9時～正午、午後1時～2時

✉ seishonen@city.annaka.lg.jp

※メール相談は回答に数日かかる場合があります(氏名・住所・電話番号をなるべく記入してください)

環境浄化活動

市内の有害図書などの自販機は、平成17年9月から0台です。

また毎年夏に、青少年育成推進員12人が県青少年育成社会環境モニターになり、コンビニなどと協力して、青少年の深夜利用の実態や休憩スペースでのWi-Fi利用状況などを調べる「青少年を取り巻く社会環境実態調査」も行っています。

広報・啓発活動

①青少年センターだよりの発行

②青少年健全育成啓発ティッシュの配布

③「おぜのかみさま」県民運動の推進

おくらない(写真など)
ぜったい会わない
のせない(個人情報など)
かきこまない(悪口など)
みない(有害サイト)
さがさない(出会い)
まもる(ルール)

インターネット
覚えてほしい7つのルール

SNSでの悪口や誹謗中傷は、犯罪となり得る認識が必要です。「自分の投稿くらい大したことない」「みんな書き込んでいるからOK」は間違った認識です。「魔が差した」は通用しません。

かきこまない！「悪口など」

例：クラスのSNSグループに「〇〇は変態野郎でキモい、死ね」と書き込み➡侮辱罪(1年以下の懲役もしくは禁固、もしくは30万円以下の罰金または拘留もしくは科料)

例：口ゲンカした知り合いのSNSに「満足に動けない体にしてやる」とコメント➡脅迫罪(2年以下の懲役または30万円以下の罰金)

ネットでも実生活でも自分の発言に責任が求められるのは同じです。犯罪とされれば、投稿者は特定され責任を問われます。

